

## ○事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域における産業の振興を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

1. 内 容 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。
2. 適用期間 3年間(所得税:平成32年12月31日まで、法人税:平成32年3月31日まで)

## ○事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域内で製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合、所得税及び法人税に係る減価償却の特例を認める措置。

1. 内 容
  - 取得価額の合計が2,000万円を超える設備を新增設して事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について特別償却が可能
  - 対象事業 製造業、旅館業(建物及び付属設備のみ)、農林水産物等販売業
  - 特別償却率 建物及び付属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100
2. 適用期間 2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

## ○地方税の課税免除等に対する減収補填措置

過疎地域において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収分を補填する措置。

1. 内 容
  - 製造業・旅館業・農林水産物等販売業  
過疎地域で取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合において、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等を行ったときに、地方公共団体の地方税の減収分の75%を普通交付税で補填。
  - 畜産業・水産業  
個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合において、事業税の課税免除等を行ったときに、地方公共団体の地方税の減収分の75%を普通交付税で補填。
2. 適用期間 2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日まで)

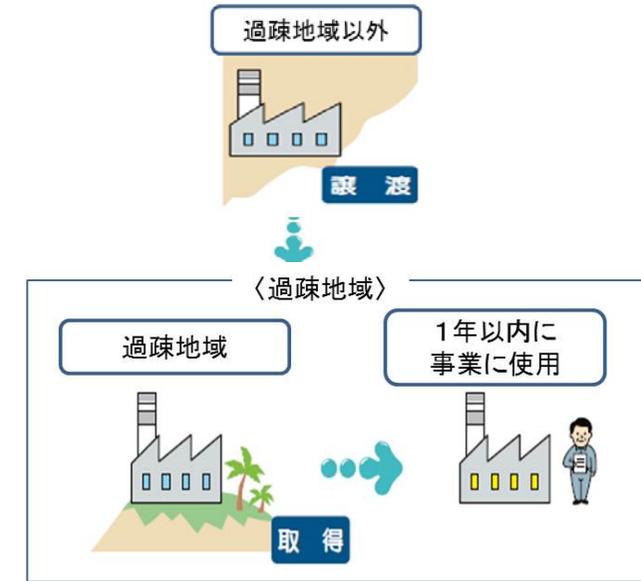
# 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域への企業誘致・雇用拡大を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

## 1. 内 容: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。
- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. 適用期間: 3年間(所得税:平成30年1月1日から平成32年12月31日、法人税:平成29年4月1日から平成32年3月31日)

3. 経 緯: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 適用実績:

	適用件数	適用額 (損金算入額)	減収見込み額
H26	3	7億5145万円	1億9162万円
H27	4	1億3882万円	3317万円
H28	8	13億1968万円	3億0880万円

※適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。  
※減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

# 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域への企業誘致・雇用拡大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合に特別償却が可能。

## 1. 内容

○ 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○ 税目：所得税、法人税

○ 対象設備：

設備\業種	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
建物及び附属設備	○	○	○
機械及び装置	○	—	○

○ 特別償却率：建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100

2. 適用期間：2年間(平成29年4月1日から平成31年3月31日)

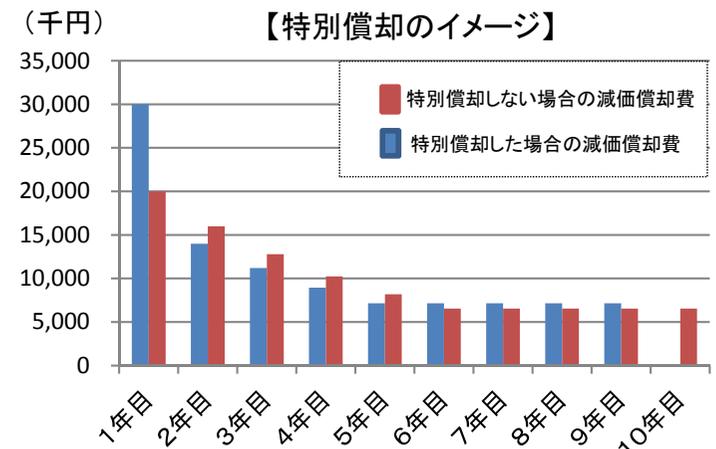
3. 経緯：昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。対象業種、取得価額及び特別償却率は順次見直し。特に、対象業種は平成29年度税制改正において、コールセンター業を除外し、農林水産物等販売業を追加。

## 4. 適用実績：

	適用件数	適用額 (特別償却限度額)	減収見込み額
H26	72	18億1016万円	4億6159万円
H27	68	8億6857万円	2億0758万円
H28	68	11億3351万円	2億6524万円

※ 適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。

※ 減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。



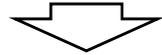
※ グラフは、取得価額1億円の機械を購入。減価償却資産の耐用年数を10年、定率法による償却とした場合のイメージ。

# 過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除等に対する減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

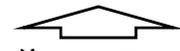
## 製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填  
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1:市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2:不動産取得税は当該年度分。

## 畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填  
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3:過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

## ○適用実績

	適用件数	減収補填額
H26	1,475	31億5622万円
H27	1,405	36億0061万円
H28	1,617	40億1745万円

※1 適用件数及び減収補填額については、過疎室調査による。

※2 件数は、業種及び税目毎に、1事業者を1件として計上している。

また、同一事業者が複数の地方公共団体にあるそれぞれの事業所で課税免除等の適用を受けた場合は、それぞれを1件として計上している。

# 過疎地域自立促進特別措置法における税制特例措置等の規定 1

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

(減価償却の特例)

第三十条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

# 過疎地域自立促進特別措置法における税制特例措置等の規定 2

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、過疎地域において製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度(個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度)におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。